

社会福祉法人 白石市社会福祉協議会指定居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白石市社会福祉協議会が開設する指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な居宅介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の援助を行うものとする。

- (1) 入浴、排せつ及び食事等の介護
- (2) 調理、洗濯及び掃除等の家事
- (3) 生活等に関する相談及び助言
- (4) 外出時における移動の介護
- (5) その他の生活全般にわたる援助

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 白石市社会福祉協議会指定居宅介護事業所
- 2 所在地 白石市総合福祉センター（白石市福岡蔵本字茶園62-1）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)
- (2) サービス提供責任者 1名以上 (常勤職員)
- (3) 従業者 6名以上 (常勤職員 2名以上、非常勤職員 4名以上)
- (4) 事務職員 1名 (常勤職員 1名)

2 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

3 サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行うとともに、自らも居宅介護の提供に当たるものとする。

4 従業者は、居宅介護提供にあたるものとする。

5 事務職員は、必要な事務を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 サービス提供時間 午前6時から午後8時30分までとする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者を以下のとおりとする。

- 1 居宅介護 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者

(居宅介護の内容)

第7条 居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容
- (3) 家事援助に関する内容
- (4) 外出時における移動の介護
- (5) 日常生活支援
- (6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
- (2) から (5) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額)

第8条 居宅介護を提供した際には、利用者から居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない居宅介護を提供した際は、前項に掲げる居宅利用者負担額の他、利用者から障害者総合支援法第29条第1項に規定する額の支払を受けるものとする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、あらかじめ利用者に対して説明した上で、同意を得るものとする。
- 4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、利用者に対し領収証を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は白石市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 居宅介護の提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止等に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の委員会を開催し、虐待防止責任者を置く
 - (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第12条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第13条 業務継続計画（B C P）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(苦情解決)

第14条 提供した居宅介護に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した居宅介護に関し、障害者自立支援法第10条の規定により市町村が行う文書その他の物件

の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(従業者の研修)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- ① 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業者は、利用者に対し適切な居宅介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人白石市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。